

「ルール」の存在論
—権力行為論(2)—

佐藤 裕

「ルール」の存在論

—権力行為論(2)—

佐藤 裕

はじめに

本論文は権力行為論¹⁾における「ルール」についての考察である。そこでまず、権力行為論において「ルール」がどのように位置づけられているのかを確認しておきたい。

権力行為とは「ある行為主体（権力者）が別の行為主体（被権力者）に対して、何らかの行為をさせようと、もしくはさせまいとする行為」である。そしてその際には必ず「ルール」が参照されると考える。このときの「ルール」は社会的カテゴリーと行為を（肯定的または否定的に）結び付けるものであり、「AならばBしなければならない／してはならない（Aは社会的カテゴリー、Bは行為）」という一般的な形式を持つ。このような「ルール」を認めるならば、「ルール」に反した行動はAという社会的カテゴリーからの排除をもたらす。すなわち、社会的カテゴリーの拘束性を行為の拘束性に置き換えることが「ルール」の仕組みである。このように、本論で考察する「ルール」は、一般的な「ルール」に比べて非常に限定された意味を持っているため、以下<ルール>と表記する。

以上のように、権力行為は全面的に<ルール>に依存していると考えるのが権力行為論の論理であるが、それではその<ルール>とは、より具体的にはどのようなものなのか。この疑問にできるだけ詳細に答えることが本論の課題である。

1. ルールの事実性と規範性

権力行為論は「権力」という概念を放棄するところから出発している。すなわち、「権力」なるものがどこかに何らかの形で「存在」しているとは考えず、ただ「権力行為」という具体的な行為のみが「存在」し、観察可能²⁾なのだと考えるのである。

では、権力行為の資源たる<ルール>についてはどうだろうか。はたして<ルール>は何らかの形で「存在」し、観察可能なのだろうか。

ルールはどのような「存在」であるのかは、一般的には極めて難しい論点である。とりわけ問題となるのは、ルールの規範性であろう。ルールは規範性をもっていないてはならない。それは権力行為論における<ルール>についても同様であるが、それではルールが「存在」してい

ること——ルール的事実性——と、ルールが効力をもっていること——ルールの規範性——は、どのような関係にあるのか。

一般的には、ルール的事実性は規範性に依存していると考えられているだろう。ルールは規範性をもつがゆえにルールであり、ルールとして存在していると言える。逆にいえば規範性をもたないものはルールではなく、ルールとして「存在」していない。これは自然な考え方ではあるが、ルールについての社会学的（あるいは経験的）研究のための出発点としては、大きな問題がある。それはあるルールが規範性を持っているということは観察可能なのか、という問題である。

例えば、人々が実際にそのルールに従っているという事実によってルールが規範性を持つことが示されるという考え方がありうるが、この考え方は、「ルールに従っている」かのように見える行為が本当に人々がルールに従った結果なのかどうかを判別しにくいという問題がある（他の理由によってたまたまルールが示す行為を取っただけかもしれない）。また、すべての人が必ずしもルールに従っているわけではない場合にはどのように考えればよいのか、という問題も生じる。あるいは、実際にはルールに従わない人がいたとしても、人々がルールをルールとして「承認している」ことによって規範性が発生しているという考え方もありうるだろう。しかし人々が「ルールを承認している」ことを直接観察することは困難であろう。

いずれにせよ、ルールの規範性は人々の主観を通さなければ観察することができず、それゆえルールの事実性が規範性に依存するという考え方では、ルールの「存在」そのものがぼやけてしまう。はっきりとここにルールが存在しているとは言い難く、（程度の差はあるだろうが）あるような、ないような、曖昧な存在としてしかイメージすることができない。

しかしながら、私たちはルールについて、もっと強い存在感を持っているのではないだろうか。他の人がルールに従っているからとか、他の人もルールを認めているからといった理由ではなく、もっと直接的に「ルールがある」と感じ、それに従おうとする、あるいは従わざるを得ないと感じるのではないか。そうであるなら、ルールの事実性と規範性の関係はむしろ逆で、規範性が事実性に依存すると考えることができるのではないだろうか。

ルールは規範性を持つことによってはじめて存在しているのではなく、ルールは確かに存在しており、それゆえ規範性を持つ。そのように考えた方が、ルールについての私たちの日常的な感覚に近いのではないだろうか。

それでは、なぜ「ルールがある」と感じられるのだろうか。ルールを権力行為論における〈ルール〉に限定すれば、これまでの権力行為についての考察から、答えを得るための2つの糸口を見出すことができる。1つは、〈ルール〉が社会的カテゴリーと行為を結びつけるものであるという点、もう1つは、〈ルール〉が「参照」されるものだという点である。

それぞれについて考察していこう。

2. 社会的カテゴリーとの結びつきによる〈ルール〉の事実性

権力行為論における〈ルール〉は、社会的カテゴリーと行為を（肯定的または否定的に）結び付けるものであり、「AならばBしなければならぬ／してはならない（Aは社会的カテゴリー、Bは行為）」と表現できる。これは〈ルール〉を表現したものであり、当然のことながら規範命題としての形式をとっている。

この命題の（事実上の）「対偶」は、「Bしなければ／すればAではない」となり、これはそのルールに反する行為がAというカテゴリーからの排除をもたらし、そのルールを支える（否定的）サンクション³⁾となっていると考えることもできる。

しかし、それがサンクション（を予期させるもの）であるとしても、〈ルール〉を守らせるために（別に）用意されたものではなく〈ルール〉そのものに初めから備わっている、〈ルール〉の一側面とでもいうべきものであることには注意を要する。もし「AならばBしてはならない」というルールを認めるならば、Bという行為をしてしまった者をAという社会的カテゴリーの一員であると認めるわけにはいかない⁴⁾。すなわち、「Bしなければ／すればAではない」という表現は、〈ルール〉を別の形で表現したものだと思えることができる。

ここで、「Bしなければ／すればAではない」という表現が、規範命題ではなく（条件付きではあるが）事実命題としての形式を取っていることに注意してほしい。この表現は「仮定」という形を取っているので、少し表現を改めて「Bしないような／するよう人はAではない」とすれば、よりはっきりするだろう。この場合は、Bという行為はAという社会的カテゴリーに含まれるかどうかを判断する条件となっている。すなわち、〈ルール〉は事実命題としても表現できる、ということだ。

これはできの悪い詭弁にすぎない。そう思われた方も多いただろう。

確かに、仮に上記の2つの表現（「Aならば…」と「Bしなければ…」）が事実上等しいとしても、後者はAというカテゴリーに属するとみなすための条件を提示しただけであり、それまた一種のルールであり規範性の表現だと考える方がより妥当だろう。

しかし現実には、Aというカテゴリーに属するか否かはBという行為をするかしないかによって決まるのではなく、それとは独立に、あるいはあらかじめ、私がAというカテゴリーに属していることは確固たる「現実」であると感じられることも珍しくはない。私はBをしないから（するから）Aなのではなく、それとは無関係にはじめからAなのであり、Aであるという現実を生きているのである。

それでは、Aというカテゴリーに属することが確固たる事実である場合、「Bしなければ／すればAではない」という命題はどのように扱われるのだろうか。「Aである」ということが事実である限り、「Aではない」ということは否定されなくてはならない。ということは、「Bしなければ／すれば」もまた否定されなくてはならない、ということだ。Bという行為をするかどうかはもはや「条件」ではなく、確定的事実となる（そうみなさざるを得ない）。

かなり議論が錯綜してきたので、整理してみよう。

- 1) まず、〈ルール〉は社会的カテゴリーと行為を結び付けるものである。
- 2) この〈ルール〉を社会的カテゴリーの側から見たとき、行為はその社会的カテゴリーに属するための条件である。
- 3) しかし、その社会的カテゴリーに属するか否かは〈ルール〉とは無関係に確定している場合がある。
- 4) そのとき、行為は社会的カテゴリーに属するための条件ではなく、すでに確定している事実であるとみなされる。

「条件」であるはずの行為が確定している事実であるとみなされる、というのは奇妙なことのように感じられるだろう。しかし、実は社会学の古典的研究の中に、このような状況を示す事例を見出すことができる。それは、M. ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(Weber, 1920)である。

ウェーバーの研究それ自体についてはあまりにも有名なので、ここでわざわざ説明するまでもないだろう。本論で引き合いに出したいのは、カルヴァニズムの「予定説」がいかにして人びと（信者）に職業労働を「強制」したのか、という論点に関するウェーバーの解釈である。

カルヴァンの予定説は、簡単に言うとある人が「救われる者」であるかどうかは生まれる前から定まっており、自身の努力によって変更することができない、というものだ。生まれる前から「救われる者」かどうか定まっていて、努力してもどうにもならないのなら、あらゆる努力を否定するニヒリズムに陥りそうなものだが、実際にはそのようにはならなかった。それは、信者にとっては自身が「救われる者」でなくてはならず、またそのことに確信を持てなくてはならないからである。そして、そのような確信を得るために、宗教的に正しい行動（この場合は職業労働）を自らに厳しく課することになる。

このようなウェーバーの解釈を、これまでの議論と突き合わせてみよう。

まず、「救われる者」という社会的カテゴリーと、職業労働という行為が（肯定的に）結び

付けられていることを見て取ることができる。職業労働（宗教的に正しい行動）を行うことができるということが、「救われる者」である証しだと考えられるから、それを自らに課さねばならないということだ。そして、この予定説が事実上（強い）規範として作用していることも指摘しておかねばならない。

しかしながら、（少なくとも十分な信仰をもっていれば）人びとは「職業労働を行わねばならない」という規範に従っているわけではないし、「救われる者」になるために努力をしているわけでもない（そのような努力の効果は明確に否定されている）。

では、人びとは自分は「救われる者」であるかどうかを知ろうとして職業労働にいそしむのだろうか。これもまた違ふだろう。なぜなら信仰の篤い信者にとって自分が「救われる者」であることは、疑うことも（宗教的に）許されない「事実」であるからだ。それゆえ、職業労働という行為もまた「事実」でなくてはならない。

行為が（既定の）事実である、という奇妙な結論は、実際にはどのように処理されるのだろうか。

まず考えられるのは、能力や資質として個人に帰属させるという方法である。その行為を行うことができる能力や資質を持っているという「事実」が存在しているというとらえ方がなされるのである。そしてこのとらえ方は、できるはず（能力や資質がある）なのだからやらねばならない、といった形で事実上の強制力として作用する可能性がある。

また、「見出されるべき事実」として受け止められる可能性もある。仮にその事実がまだ見出されなかったとしても、いずれは見出すことができるだろうという期待や、見出されなくてはならないという強迫観念を生み出す。これもまた、その行為へと誘導する仕組みの一つだと考えられる。

カルヴァニズムの予定説は宗教的な〈ルール〉（教義）であるので、非常に極端な、あるいは特殊な事例だと受け止められるかもしれないが、実際にはこのようなことは日常生活の中でごく当たり前に生じている。

おそらくは役割行動（あるいは役割演技でも良い）の多くはこのような仕組みで発動しているのではないだろうか。

私たちが、教師や男や大人や客など、様々な立場や地位にあるとき、それにふさわしい行動を求められるだろう。そのときわざわざ「教師なのだから授業をしなくてはならない」などと言われるとは限らない。ただ単に、「あなたは教師である」と指摘するだけでも良い。

「教師である」ということが否定のしようのない「事実」であるとき、その条件である行為もまた「事実」となる。そしてその「事実性」は、それを行う能力があるという「事実」ある

いは見出さなければならぬ「事実」として、人びとを拘束してゆく。

以上の考察から、私は〈ルール〉の事実性の根拠のひとつを、社会的カテゴリーの事実性に求めようと思う。ここでの〈ルール〉の事実性とは、ルールが「ある」と感じられることではなく、〈ルール〉が規範的なものではなく既定の「事実」として受け止められる、ということであった。言い方を変えれば、〈ルール〉がルールとしては意識されていない、ということだ。

しかし、それでもなお私は、そこで〈ルール〉が使われているのだと主張したい。社会的カテゴリーと行為が結び付けられており、そのことを利用して権力行為を行うことができるなら、その結びつきは〈ルール〉である。

最後に、この論点に関して2点ほど補足的な説明を行っておきたい。

まずひとつは、社会的カテゴリーの「事実性」とは何か、という点である。私たちは何をもって、自分自身が何らかのカテゴリーに属していることを事実だとみなし、なおかつそれに縛られるのだろうか。

もちろん、自己認識あるいはアイデンティティといった心理的要因も関与しているだろう。また、現実的な利害が関わっている可能性もある。しかし、より重要なことは、私たちがそのカテゴリーを他者との関係の中で現実に「生きている」ということだと私は考える。私が職場や家庭も含めた日常生活の中で「男性」として生きている。仮に私が男性であることが厭だと思っても、男だとか女だとかどうでもいいと思っても、さらには私のジェンダーアイデンティティが女性であったとしても、「男性」として生きている、ということは容易に変更できない。それゆえ、社会的カテゴリーの「事実性」の核心は、「関係的事実性」だということができるだろう。

ふたつめは（そしてこれがより重要であるが）、社会的カテゴリーと行為の結びつきの不安定性である。

例えば、性別カテゴリーの「関係的事実性」は非常に強固であるため、性別に関わる〈ルール〉は確実に存在している（より正確に言うなら利用可能）と言える。しかし、どのような〈ルール〉があるのか（利用可能なのか）と考えれば、簡単には答えることができないだろう。どのような行為が性別カテゴリーと結び付けられているのかは、必ずしもはっきりしているとは言えず、不安定であり、それゆえ〈ルール〉（の参照）もまた不安定である。

注意してほしいのは、〈ルール〉の参照が不安定であることと、その〈ルール〉の根拠となる社会的カテゴリーの事実性とは、別の問題だということだ。このことは本論の結論で改めて考えてみたい。

3. ルール言説の事実性

権力行為論では、「<ルール>が人びとを拘束する」といったレトリックを採用しない。<ルール>それ自体があたかも意思をもった行為主体であるかのように見えるこのような言い回しは、<ルール>についての考察の障害となる。<ルール>が人びとを拘束するのではなく、人が<ルール>を「用いて」人を拘束するのだ。そして、その際には「これこれのルールがあるから、あなたはこれをしなくてはならない」というように、ルールを相手に示す必要がある。これが<ルール>の「参照」である。

<ルール>の参照が円滑に行われるためには、相手に「確かにそのようなルールが存在する」と思わせなければならないが、それはどのようにすれば可能なのか。

1) 文字として書かれたルール

かりに相手が「そのようなルールが本当にあるかどうかは疑問である」と主張し、争いになったとしよう。そのような争いを解決できるかどうかは状況によるが、かなり確実に解決できる場合もある。それは「文字として書かれたルール」である法律や規則などを参照する場合だ。もし法律や規則などの存在に疑義があれば、六法全書や規則集などをひもとき、どのように書かれているのかを調べてみればよい。もちろん、規則の解釈や適用すべき規則の選択などについて争いの余地はあるが、ここではまず規則が「存在する」ことが確認できる、という点に限定して議論したい。

文字として書かれたルールは、紙に書かれた文字——インクによって形作られた図形——として、物理的に存在している。現代では実際にはパソコンのディスプレイ上でそのルールを見るかもしれないが、それはコピーであり、どこかにオリジナル（原本）が存在していると私たちは信じている。少なくとも法律においてはその通りで、「原本」は天皇や大臣の署名捺印の上しかるべき場所に厳重に保管されているだろう。様々な規則も、法律ほど厳重ではないとしても、多くの場合は紙に書かれた「原本」（かそれに準ずるもの）は存在しているだろう。そしてそのことが規則や法律が「存在」する確かな根拠である。

私たちは実際には規則や法律を様々な形の「コピー」によって参照することが多いだろう。そしてその「コピー」は、紙に書かれたものやコンピュータ上の磁気情報などの媒体の違い、字体や仮名遣い（新旧）などの修正は許容されるとしても、基本的に一言一句正確にコピーされなければならないと受け止めており、その「一言一句の正確性」さえ担保できれば「コピー」に接することで基本的に規則を参照できると考えている。意味さえだいたい同じならどのよう

な表現でも良いという性質のものではなく、一言一句正確でなければならない、という点に特に注意を喚起しておきたい。

以上のことから、規則や法律は、「一言一句正確な言語表現」そのものだと考えることができる。「AはBしてもよい」という規則があるとき、それは「AがBすることを許容する」という意味だと理解することは妥当だとしても、規則はあくまでも「AはBしてもよい」というものである⁵⁾。

ここまで私は、「文字として書かれたルール」あるいは、規則や法律という言葉を使って議論してきたわけだが、それではそれが権力行為論における〈ルール〉そのものなのだろうか。

何度も繰り返して恐縮だが、権力行為論における〈ルール〉は、社会的カテゴリーと行為を肯定的または否定的に結びつけるものである。社会的カテゴリーについては規則や法律の適用範囲だと理解できるので、ここで指摘したいのは、「肯定的または否定的に」という要素である。すなわち、何らかの行為を強制するもしくは禁止するような要素が表現されているのか、ということだ。

例えば強盗について規定した刑法 236 条を見てみよう。条文は以下のとおりである。

第236条

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

2. 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

この条文には「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取」することを「禁止する」とは明確には書かれていない。もちろん「罪」という言葉があるので、「禁止する」というニュアンスは感じられるし、そもそも「刑法」という枠組みがそのような理解を正当化するだろう。実際に多くの人は「強盗が禁止されていると法律にはっきり書かれている」と理解していると思われる。

では、以下のような事例はどう考えればよいのだろうか。

滝川署は1日、××市××、××××容疑者を強盗の疑いで逮捕した。××容疑者は1日早朝、同署から約100メートル先の滝川市内のコンビニエンスストアで強盗に入った約2分後、110番通報に先んじて同署に直行し、自首したという。調べに対し「捕まるため

にやった。金がなく、刑務所に入りたかった」と話しているという（氏名などの個人情報
は本論と無関係であるため引用者が削除）。（朝日新聞、2010年11月02日）

この容疑者の「捕まるためにやった」との供述が本心であるかどうか確証はないが、そのよ
うな動機から強盗を働くことには一定の合理性があると言わざるを得ない。この容疑者にとっ
て刑法 236 条は「強盗をすれば懲役刑を科せられる」ということがすべてであり、その意味に
おいてこの条文を正しく理解していると言えるだろう。あるいはこの条文から「少なくとも強
盗だけで無期懲役や死刑になることはない」というところまで読み取っているかもしれない。

多くの人はこの条文から「(この法律の適用範囲にある者は) 強盗をしてはいけない」とい
う〈ルール〉を読み取っていると思われるが、この容疑者は「お金に困っている者は強盗を働
けばよい」という全く逆の〈ルール〉を読み取っているのだと考えられる。

このように、「文字として書かれたルール」と権力行為論における〈ルール〉は必ずしも一
致するとは限らない。同じ法律や規則を参照して異なる〈ルール〉が引き出される場合がある
のだ。

しかし、〈ルール〉が参照されるものである以上、参照の対象となる何らかの実体は必要で
ある。それを「ルール言説」と呼ぼう。法律や規則の場合は文字によって表現された文章がそ
れにあたる。ルール言説の事実性によって、〈ルール〉の参照は事実裏打ちされ確かなもの
と感じられる。

2) 記憶されたルール

法律や規則の場合は、原本が物理的に存在し、一言一句正確なコピーによってその内容を参
照できたが、それ以外のルールについてはどうだろうか。〈ルール〉が参照されるものである
限り、参照される「何か」が必要である。

例えば、「義を見てせざる（為さざる）は勇無きなり」という言葉について考えてみよう。
この言葉を参照することによって、例えば「(何が正しいか分かっているながら) 見て見ぬふり
をすることはいけない」といった〈ルール〉を参照できるだろう。そして、参照のされ方は「義
を見てせざるは勇無きなり」という言葉が「ある」ことを示すという形で行われる。では、そ
の言葉が「ある」とはどういうことか。

この言葉は孔子の『論語』中の言葉であるが、法律などとは異なり、それが「ある」こと
の根拠ではないだろう。出典を全く知らなくてもこのような言葉が「ある」と確信することは
できる。

重要なことは、私たちはこの言葉を、(分割できない)ひとまとまりの言葉として取り扱っている、ということだ。「ぎをみてせざるはゆうなきなり」というひとつながりの音として、あるいはその音を表現する一連の文字として、私たちはこの言葉を記憶しており、そして使用することができる。それがこの言葉が「ある」ということだろう。

また、この言葉が「せざる」「なり」といった日常的にはあまり使われない表現を含んでいることにも注意を喚起しておきたい。このこともこの言葉が他から区別されるひとまとまりであることに一役買っている。

ひとまとまりであることは重要である。「義」「見る」「する(せざる)」といったいくつかの単語が任意に組み合わせられたものではなく、この組み合わせでなくてはならない。だからこそ記憶され、使うことができ、そのような言葉が「ある」と感じられるのだ。〈ルール〉を参照できる故事成語や定型的な言い回しは全て同様のことが言えるだろう。

法律や規則の場合は、原本が物理的に存在し、一言一句正確なコピーが作られていることがルール言説の同一性を保証している。これに対して、文字として「記録」されていないルールは「記憶」に頼らざるを得ず、同一性が十分ではない。そのため、定型的な言い回しそれ自体(形式)が重視され、また、さまざまな工夫がなされる。例えば日常的ではない言い回しが用いられたり、標語のように言葉に(5, 7, 5などの)リズムをつけることも、ルール言説の同一性を確保するための工夫の一つだと考えられる。

文字として書かれたルール言説と記憶されたルール言説は全く別のものではない。文字として書かれたルール言説が記憶としても保持され、その記憶が参照される場合も多いだろう。例えば、規則を口に出して何度も唱えることによって覚えこませようとする方法は、音声としての記憶(あるいは音声を発する動作の記憶かもしれない)によって、ルール言説の同一性をより確実なものにできるだろう。逆に、記憶として伝えられてきたルール言説が文字として記録されることもある。例えば辞典(国語辞典、ことわざ辞典など)はそのような記録が意識的・系統的になされたものと考えられる。そして、場合によってはそういった辞典に記載された文章がルール言説として参照される可能性もあるだろう。それゆえ、文字として書かれていること——物理的に記録されていること——は、ルール言説の定型性を確保する(かなり確実な)ひとつの方法にすぎない。

「情報化社会」という言葉で表現される現代社会においては、ルール言説のほとんどすべては何らかの形(電子媒体も含む)で「文字」にされているだろう。さらには実際に言葉を発している場面がそのときの状況も含めて動画として(あるいは音声として)記録され、配信されているし、その記憶が参照される可能性もある。それらもまた、(場合によっては文字以上に

強力な) ルール言説となるかもしれない。

以上のことから、ここでルール言説の一般的な条件をまとめると、以下のようになるだろう。

- 1) 定型的なものとして記録または記憶されている。
- 2) 参照することによって〈ルール〉を引き出すことができる。

これはかなり限定の弱い条件であり、そのため実際にはこれまで説明したようなルール以外にも様々なルール言説が考えられる（実際に用いられている）。そこで、次項では様々なルール言説を取り上げて、考察を深めてみたいと思う。

3) さまざまなルール言説

まず、法律・規則や故事成語などよりももっと小さな単位がルール言説として使用される場合がある。単語、とりわけ行為を（肯定的または否定的に）指し示す単語である。

例えば、「セクハラ」という言葉について考えてみよう。「セクハラ」という（定型的）な言葉は十分に浸透していると考えられるだろうし、例えば「それってセクハラですよ」といった形で、特定の行為を禁止する〈ルール〉を引き出すことができるため、この言葉はルール言説だと考えることができるだろう。

このような言葉は「セクハラ」以外にもいくつも見出すことができる。とりわけ（強く）禁止される行為を表す言葉がルール言説として用いられやすいように思う。

逆にもっと大きな単位がルール言説として使用される場合もある。典型的には「物語」であろう。物語がルール言説として用いられる理由は、それが何らかの行為とそれに対する評価（賞賛や非難）あるいはその行為の帰結（幸福な結末／不幸な結末）、そして場合によっては様々な社会的カテゴリーを含んでいることによる。物語のルール言説としての優位性は、作品としての出来栄え如何では人びとに強い印象を与え、長く記憶に残るとともに様々な媒体によって広く共有される可能性があることだ。また、故事成語の一部はなんらかの物語から作られたものであることから、物語のルール言説としての有用性を見ることができる。

物語はフィクションばかりではない。実際の出来事（に関する情報）が物語として語られ、参照されることも多いだろう。ただし、同じ出来事からまったく異なる物語が作られる可能性がある、という点には注意しておく必要があるだろう。

ここまででは言語によって表現されたルール言説について述べてきたが、「定型的なものとし

て記録または記憶されている」という条件をそのまま受け止めるなら、ルール言説は言語によって表現されるとは限らない。

例えば交通標識からは「この道に進入してはならない」「この速度より速く走ってはならない」といった〈ルール〉を引き出すことができる。また、男女別のトイレの入り口につけられた「男性用／女性用」を示す記号もまた「女性／男性はこのトイレを使用してはならない」というルールを引き出すことができる。これらの記号をルール言説とみなしてよいかどうかは実は微妙ではあるが⁶⁾、少なくともルール言説に準ずるものだという程度には理解してよいだろう。

さらに極端ではあるが、自然現象や「偶然生じた出来事（受け止める人によっては偶然ではないだろうが）」にルール言説が見出される場合もある。例えば落雷や洪水、地震などの自然災害から神などの超越的存在の意思（怒りや罰など）を読み取り、何らかの行為を控えなくてはならないといった〈ルール〉引き出すならば、それらの自然現象はルール言説であろう。また、トランプなどのカードの配置や投げたコインの裏表、あるいは著名な絵画や書籍の細部に見出される「隠されたメッセージ」などから「運勢」や「予言」などを読み取り、自分がしなければならぬことやしてはならぬことを判断するなら、そこには「ルール言説」が存在していると考えねばならないだろう。

最後に、「暗黙のルール」について考えてみよう。

「暗黙のルール」という言葉は、ルールが明確には参照されていないケースがあり得ることを示唆している。しかし、権力行為論においてはそのようなことはあり得ない。参照されるルール言説は必ず具体的でなくてはならない。

にもかかわらず、暗黙のルールがあると感じられるのは、おそらく次の2つの状況においてであろう。

まずひとつは、ルール言説そのものは明確であっても、そこから引き出される〈ルール〉が非常に不明瞭である場合だ。

例えば最近、特に若い人の間で良く用いられる「空気を読め」という言葉について考えてみよう。この言葉は「空気」と「読む」という通常は結び付かないであろう言葉をあえて結び付けることによってある種の新鮮さを獲得し、そのことによって「空気を読む」という言葉（言い方）がある、という存在感を得ているのだと考えられる。そのため、実際の会話場面において「空気を読め」とか「空気読めないやつだな」といった形での参照が可能であり、なんからの〈ルール〉を引き出すことができるのだが、では「空気を読む」というのは具体的にはどのようなことなのかというと、それはかなりあいまいである。ここでいう「空気」が「暗黙のルール」のようなものだと考えれば、「暗黙のルールを守れ」という〈ルール〉は参照されてい

るが、その具体的な中身は明確にされていない、ということだ。もし「暗黙のルール」の中身を具体化してそれを守らせようとするなら、それはもはや「暗黙のルール」ではないだろう。

もう一つのケースは、人々の規則的な行動から〈ルール〉を引き出す場合である。

例えば、エスカレーターに乗る場合、立ち止まるなら右側に立ち、歩くなら左側を通る（これは関西の場合で関東では逆であるらしい）という、「暗黙のルール」があるとされている。確かにこれはどこかにそのようなルールを示すルール言説があるとは考えにくい。

では、実際にそのような（暗黙の）ルールがあるとして、それがどのように運用されているのかを考えてみよう。

多くの人がエスカレーターの右側に立ち止まっている状況で、私の前の人は左側に立ち止まり、急いでいる私はその人に右側に寄って道をあけてほしいと思っているとしよう。私はその人にどのように言う（ルールを示す）だろうか。おそらくこのように言うだろう。「周りを見てください、立ち止まる人はみんな右側に寄っているでしょう。ここでは立ち止まる人は右側というのがルールなんですよ」と。

このとき私がしたことは、「みんな右側に寄っている」という事実を示して、そこから「立ち止まるなら右側に寄らねばならない」という〈ルール〉を引き出したわけであり、その意味では「みんな右側に寄っている」という事実が「ルール言説」である。

この事例には、権力行為論における〈ルール〉の考え方がよく表れている。

権力行為論ではルールが人びとを拘束するとは考えない。この場合であれば、「立ち止まる人は右側」というルールがあるから人々は右側に立っているのだとは考えないということだ。実際に確認しようとしても、おそらくそのような「ルール」の存在を立証することは難しいだろう。右側に立っている人々に尋ねても、そういうルールがあるからと答える人もいるだろうが、後ろから歩いてくる人を通すために前の人と同じ側に寄っただけだという人もいるだろうし、偶然右側に立っていただけだという人もいるかもしれない。

しかし、〈ルール〉を参照する行為は具体的に特定できる。多くの人が右側に立っていたことが本当にルールの存在を示すかどうかは不問にしたまま、その事実を〈ルール〉として参照する行為は観察可能なのだ。

4) ルール言説の事実性と〈ルール〉の規範性

ここまでは、ルール言説の事実性という点に焦点を当てて議論をしてきたわけであるが、それではその事実性は〈ルール〉の規範性とどのような関係にあるのだろうか。

まず、ルール言説の事実性は〈ルール〉の規範性の根拠となっていることを確認したい。

〈ルール〉が規範性を持っていることは自明のことであるから、〈ルール〉が「ある」とい

うことはそれが規範性を持つことを意味している。そして〈ルール〉が「ある」ということは、ルール言説が確かにここに「ある」ことによって示されている。ルール言説を〈ルール〉として参照するという行為によって規範性が生み出されていると考えても良い。

では、ルール言説の事実性さえ確かであれば、そしてそれを〈ルール〉として参照できさえすれば規範性は必ず生じるのだろうか。私は基本的にその通りだと考えるが、若干の留保は必要である。

例えば、「立ち入り禁止」とだけ書かれた看板があったとしよう。どのような権限で、誰が書き、そこに立てたのかも分からない、怪しげな看板である。しかし、この看板から読み取れる〈ルール〉を否定するには、何らかの理由をつけて「疑う」あるいは「批判する」といった積極的な行為が必要になる。そのような行為が行われるまでは、この看板(から読み取れる〈ルール〉)は、「暫定的に有効」である。つまり、この看板を指し示して「ここに立入禁止と書いてあるから入ってはいけないよ」と誰かに言うことができる(ただし相手が従うかどうかは分からない)。

すなわち、確かなルール言説の参照によって導かれた〈ルール〉は、疑問や批判が提示されるまでは「暫定的に有効」なのだ。

極端な例だが、たとえ改ざんや致命的な転記ミスがあったとしても、規則の文面が提示されれば、(改ざんやミスの指摘があるまでは)その場面においては有効であり、他者に何らかの行為を強制したり禁止したりすることができる。

法律や規則においても、〈ルール〉の参照という意味で最も重要なことは、「書かれたものが確かに存在している」ということだ。

このように書けば、法律や規則の制定手続きなどはその効果と無関係なのかといった疑問が当然生じるだろう。もちろんそういうわけではない。

ただ、〈ルール〉が事実性をもったルール言説の参照によって「暫定的に有効」となることと、それが批判可能であるということは別なのだ。制定手続きなどは、その規則や法(ルール言説)の参照によって示された〈ルール〉が批判や否定に対してどれほど頑強なのかということや、他の〈ルール〉に対する優位性の確保といったことに関連していると私は考えている。

4. 知識のルール

ルール言説の事実性は、〈ルール〉が確かに「ある」ことの根拠になっている。しかし、ルール言説から〈ルール〉を引き出すためには、なんらかの知識あるいはリテラシーが必要であ

る。例えば規則を示した文章を目の前にしても、それが「規則」なのだとは理解できなければ、〈ルール〉を引き出すことはできない。また、記憶されているルール言説の場合は、そもそも記憶されていなければ参照のしようがない。

このように、ルール言説は事実性そのものが何らかの知識に依存しており、また、そこから〈ルール〉を引き出すことができるかどうかは何らかの知識に依存している。

このような「知識」は、それ自体が規範性を持っている。事実として「知っている」だけでなく「知っていなければならない」という性質のものである。例えば組織において規則を規則として理解できることは必ず必要なリテラシーだろうし、重要な規則は記憶していることも求められるだろう。また、基本的な道徳規範は守らなければならないだけでなく、知らないことも非難の対象となるだろう。

また、このような「知識」は、社会的カテゴリーとも結びついている。

なんらかの組織に所属していれば、その組織の規則を知っていなければならないことは当然であるし、社会生活上の行動規範についての知識（「マナー」など）は、「教養」といった言葉で表現され、社会的地位と結びついていることが分かる。

ごく基本的な行動規範、例えば「常識」などの言葉で表現されるものは、それ自体としては社会的カテゴリーとの結びつきが特定しにくいですが、それが実際に使用される場面では、「社会人としての常識」であったり、「大人としての常識」「日本人の常識」など、何らかの社会的カテゴリーと結び付けられる。

このことは、もしその知識を持たなければどうなるかを考えてみれば分かる。（常識とされる）知識をもっていないことが分かれば、「非常識（な人）」「おかしなひと」「普通の人ではない」といったカテゴリー化にさらされる（可能性がある）だろう。

以上のことから、ルールについての知識はそれ自体が〈ルール〉に似た性質をもつことが分かる。そこで、そのような知識（と社会的カテゴリーとの結びつき）を「知識のルール」と呼ぶことにしたい。

ただし、知識のルールはそれ以外の（権力行為論における）〈ルール〉とは重要な違いがある。知識のルールが社会的カテゴリーと結びつけるのは行為ではなく、知識（知っているということ）であるという点だ。知識を得ること（例えば「学ぶ」という行為）を強制するのであれば、通常の〈ルール〉と同質のものだと考えることができるが、「知っていること」を強制するというのはかなり特殊であり、複雑なプロセスを持っている。

例えば職場の中でなされた「それってセクハラだよ」という発言について考えてみよう。こ

それは「セクハラ」に該当する行為を禁止するルール(職場の規則に明記されているかもしれない)を参照して「それ」という言葉で示された行為を抑止しようとする意図があることは明白だろう。このとき、ルールによって「セクハラ」が禁止されていることは明らかであるが、「それ」が「セクハラ」に該当するかどうかは必ずしも明白ではないかもしれない。しかし、その職場のメンバーが職場の規則(何が「セクハラ」に該当するのかも含めて)を知っているのは「当然」であり、それゆえ「あなたもこれがセクハラであると知っているはずだ」という主張には抗いがたくなってしまふ。

(根拠が明示されていない)立ち入り禁止の立札の場合、それを無視した行動をとった場合に「この立札が読めなかったのか(リテラシーがなかったのか)?」と非難される可能性がある。この場合は、ルールに従うこととルールを知っていること(ルールを読み取るリテラシーがあること)が重ね合わされ、同一視されている。

このように、知識のルールは、知識やリテラシーを持っていることを自明視することによって<ルール>の事実性を担保し、また、「ルールを守る」ことと「ルールを知っている」ことを重ね合わせることによって<ルール>の規範性を強化する。これが「知っていること」を強制するという事実上の効果であろう。

知識(やリテラシー)を持っていることを自明視するということは、その知識を透明化するということだ。そのことによって、その知識によって読み解かれた<ルール>は紛れもない「事実」となる。逆に言えば、知識が自明視されず「目に見える」ものとなってしまうと、<ルール>は「事実」ではなく特定の知識によって読み解かれた見解にすぎなくなる。

例えば、先の「セクハラ」の事例を少し言い換えて、「それはセクハラだってことになってますよ」としてみるとどうだろうか。「セクハラだということになっている」というのは明らかに規則などを参照しているのだが、その参照の仕方はどこかよそよそしい。この「よそよそしさ」は、「それ」をセクハラだと判断する(決めた)のは規則を作った人々であり、自分自身の判断とは必ずしも一致しない、あるいは自分自身の判断は留保する、といったニュアンスが感じられるからだろう。そしてその場合には、「それ」をセクハラだとみなす知識は必ずしも自明のことではなくなり、(有力ではあるかもしれないが)ひとつの見解と受け止められてしまう。つまりこのような参照の仕方では知識の自明性は得られず、<ルール>が「事実」としての重みをもつこともないのだ。

この事例からは、知識が自明視される仕組みもまた見えてくる。この事例において知識が自明視されなかったのはそれが私(語り手)の知識でもなくあなた(聞き手)の知識でもない他

者の知識として参照されたからだ。つまり、知識が自明視される条件は、それが私の知識でもありあなたの知識でもある、言い換えるなら「われわれ」の知識であるということなのだ。

「セクハラ」の事例であれば、もし会議の席上などの公的な場面において「セクハラ」に関わる規則などが参照されたならば、その規則を読み取る知識は「われわれ」すべてが備えているはずのものとして自明視されるだろう。

以上のことから、私は知識のルールが「知識」と結びつけている社会的カテゴリーは常に語り手と聞き手を共に含む「われわれ」カテゴリーでなくてはならないと主張したい。

この主張に対しては、聞き手はともかく語り手はその「知識」と結び付けられている必要はないのではないか、という反論が予想される。つまり「われわれ」の知識でなくても「あなた」の知識であればよいのではないか、ということだ。例えば、ある組織に所属している人に対してその組織に所属していない人が、その組織の規則を参照して何らかの行為を強要する、といった場合である。しかし、この場合動員されている知識はその組織のメンバーと結びつけられた知識ではなく、一般的な言語理解や規則一般についての理解といった知識である。「私にはあなたの組織はこのような規則をもっているように見える。あなたにもそのように見えるだろう」といった言い方になるだろう。そして、その知識と結びつけられているのは、「普通の人」や「社会人」などといった「われわれ」カテゴリーである。

知識のルールが「われわれ」と結びついているという考え方が重要なのは、「われわれ」の設定次第で参照される〈ルール〉が異なる場合があるからだ。

例えば「立ち入り禁止」の立札から、「善良な市民」といった「われわれ」と結びついた知識によって、文字通り「立ち入る」という行為を禁止する〈ルール〉を導くこともあり得るだろうが、「世間のルールには縛られないわれわれ」と結びついた知識からは、その立札の主張は他者の勝手な言い分として退けられ、代わりに「立ち入るときには人に見られるな」という別の〈ルール〉が引き出されるかもしれない。

最後に、ここまで知識のルールをルール言説を読み取る知識として考察してきたが、社会的カテゴリーの参照においても何らかの「知識のルール」が必要になることを付け加えておきたい。さまざまな手がかりから社会的カテゴリーを識別する知識、あるいは自らがそこに所属していることを表現する知識、そしてその社会的カテゴリーと何らかの行為との結びつきについての知識などが、社会的カテゴリーの参照によって〈ルール〉を引き出すためには必要である⁸⁾。

5. 結論と今後の課題

これまでの考察をまとめ、〈ルール〉とはどのような「存在」であるのかを整理してみよう。

まず、〈ルール〉それ自体が何らかの形で「存在」しているわけではない。それはルール言説または社会的カテゴリーの参照によって示される。

ルール言説はその定型性によって、また社会的カテゴリーは社会的関係性によって、それぞれ確かな事実性を持っているが、それらが〈ルール〉なのではない。

ルール言説や社会的カテゴリーが参照される際には、それらを〈ルール〉として読み解く知識が動員される。しかし、その知識は「知識のルール」によって、自明視され透明化されているために、読み解かれた〈ルール〉は確固たる事実として認識される。

以上の考察から、どのような権力行為が行いうるのかは社会的カテゴリーとルール言説の「存在」に制約されているということが分かるだろう。すなわち、権力行為の可能性を明らかにするための経験的研究のひとつの目標は、社会的カテゴリーとルール言説がどのように配置されているのかを確認する、ということになる。実際に世の中にはどのようなルール言説（として利用可能な言説）が存在しているのか。また、どのような社会的カテゴリーが〈ルール〉の参照に利用可能なのか。このようなことを明らかにしていけば、いかなる権力行為が可能であるのかをある程度説明することができるかもしれない。

しかし、ルール言説や社会的カテゴリーはただ「存在」しているだけでは意味がない。それらは具体的な場面で「参照」されなくてはならないのだ。

例えば法律はただ制定されてどこかに（原本が）保管されている、というだけでは何の効力も発揮しない。それは必要な場面で「参照」されなくてはならない。では、どのような状況で、いかなる理由で法律は参照されるのだろうか。この問いかけは、多くの副次的な疑問を呼び起こす。

「このような状況では関連法規を参照しなくてはならない」といったルールが運用されているかもしれない。あるいは、関連法規の解説書やマニュアルのようなものが作成され、それらによる間接的な参照が推奨されているかもしれない。また、日常生活の中でどのような場面が法律を意識しなければならない場面なのかについての「常識」が普及しているかもしれない。明文化された規則以外のルール言説の場合や社会的カテゴリーの参照についても、同様の考察は必要だろう。

また、すでにこれまで取り上げた事例では十分な説明をせずにその可能性を示唆してしまっているが、「自分自身に対する〈ルール〉の参照」という状況をどのように考えればよいのか、

という重大な問題もまだ手がつけられていない。

このような様々な問題を、「〈ルール〉の参照可能性」という視点から、整理と考察を行おうと思う。これが次回の課題である。

注

- (1) 本論は副題が示す通り「権力行為論」というひとまとまりの研究の一部であると私は位置づけている。そのため、すでに発表した論文（佐藤，2009）は併せて読んでいただくようお願いしたい。
- (2) ただし、「客観的に」という条件は留保する。ある行為が権力行為であるか否かは、その行為に関わる当事者のみにしか判断できないからである。
- (3) これが「サンクション」であるかどうかは一定の留保が必要である。詳しくは（佐藤，2009）を見ていただきたい。
- (4) もちろん、実際には〈ルール〉に違反した者はすべて即座に排除されるというわけではなく様々な緩和措置が取られるのだが、もし〈ルール〉に違反した者を放置し、そのことによって「AであってもBしなくてもよい／してもよい」と解釈される余地が生じれば、〈ルール〉そのものが崩壊してしまう。
- (5) このような議論は、法学的には正しくないのかもしれないが、この後に続く議論のための便法だと理解してご容赦いただきたい。
- (6) 交通標識の場合は、その根拠となる法律や規則などがルール言説なのであり、交通標識はそのルール言説参照するための「インデックス」だとみなすこともできる。インデックスとは〈ルール〉を参照するための仕組みのひとつであり、例えば法律や規則を参照する際に、条文そのものではなく「刑法第236条」といった言葉で指し示すとするならその言葉が「インデックス」である。交通標識もまたそのようなものだと理解する方がよいかもしれない。しかし、男女別のトイレの標識の場合は、その標識の背後になんらかの（言語的な）ルール言説があるとは理解しにくい。トイレの男女別使用について明文化された規定はないだろうし（特定の施設についてのものならもしかしたらあるかもしれないが）、「男性用／女性用トイレ」という言葉が実際にしばしば使われるとは思えない。この場合は標識そのものがルール言説だと考えた方がよいのではないだろうか。この論点については、私もまだ明確な結論を得ていないが、ルールの参照についてより深く考察する際に改めて考えてみようと思う。
- (7) もちろん、それが規則としての体裁と文体によって（内容も）それらしく書かれており、一読してこれは「規則」だと認識できる必要はある。そういった体裁や文体も含めてルール言説の事実性が構成されていると考えなくてはならない。
- (8) 知識のルールについてはまだ考察すべきことが多く残っている。特に「知識のルール」はその他の〈ルール〉のように何らかの事実性に基づいて参照されるのか、という論点は重要だと思う。これは非常に本質的な論点であり慎重な考察が必要であるため、今後の課題とさせていただきたいが、現時点での暫定的な見解を示しておきたい。少なくとも権力行為がなされる局面においては、知識のルールそれ自体が明示的に参照されることは決してない、と私は考えている。なぜなら、明示的に参照されないことこそがその知識が自明視される条件であるからだ。ではどのようにして知識のルールがある局面に適用されるのかというと、知識を実際に運用することによって（間接的に、あるいは暗黙のうちに）示されると考えるしかないだろう。しかし、この見解にも問題はある。ただ単にある知識を運用する（その知識で〈ルール〉を参照してみせる）だけで、知識のルールを示せるのかというと、やや心もとない。もう少し考えさせていただきたい。

文献

- ・ 佐藤裕, 2009, 「権力と社会的カテゴリー—権力行為論 (1)」, 富山大学人文学部紀要 50 号
- ・ Weber, Max, 1920, "Die Protestantische Ethik und Der >Geist< des Kapitalismus", Max Weber Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I, Tübingen (梶山カ・大塚久雄訳, 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 (上下巻)』岩波文庫, 1955)